

障害者に対する職場実習について

労働局では、障害者雇用を一層促進するため、障害者が企業において職場実習を体験することを通じて、障害者本人と企業との相互理解を進めるための職場実習事業を障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という）と協力して推進しております。

職場実習の実施に当たり、以下の事項を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

1 職場実習について

（１）職場実習とは

職場実習とはセンターのあっせんにより、障害者が企業等の職場において、無給で、当該企業等における実際の業務を体験することです。

実習対象者は、職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者で、センターが職場実習を実施することが適当と認めた者となります。

（２）職場実習実施期間

職場実習の期間は、原則３日以上２週間以内とする。

職場実習実施時間は、原則３時間以上とし８時間を超えないものとする。

2 職場実習受入候補事業所情報の提供について

職場実習受入意向のある事業所の情報（事業所名称、所在地、従業員数、職場実習の作業内容等）については、職場実習の実施を希望する地域の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等、都道府県、市町村等にリスト化した上で提供させていただきます。

3 職場実習受入の依頼等について

職場実習受入の依頼は、原則として、センターが行いますが、関係機関に提供させていただくこととしており、関係機関から直接、相談があることもありますので、あらかじめご了承ください。